

緑化樹木の病虫害防除

(公社) 緑の安全推進協会 前農薬相談室長

千野 義彦 (ちの よしひこ)

住宅地などの農薬散布に対して、住民などが不安を訴えたり、苦情やトラブルになることが見られる。なかでも緑化樹木への農薬散布は厳しい状況が継続している。農耕地とともに当分野での農薬の適正使用推進活動をしてきた経験を踏まえ、緑化樹木*の病虫害防除について現状や課題と私の望むことを述べてみる。

関係法令および通知等

農薬取締法の改正(平成15年3月施行)により、農薬使用基準の遵守が義務付けられ、農薬の使用が厳格になったことはご承知の通りである。住宅地などでの農薬使用については、省令「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める農林水産省・環境省 令第五号」および通知「住宅地等における農薬使用について」(農林水産省・環境省両局長(平成25年4月26日付)発出)に基づく指導がされる。実践場面では環境省の示す「公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル」が活用されている。

現状と課題

- 防除の基本は“早期発見・早期防除”であるが、発生初期を見逃すことが多く、被害が拡大して薬剤使用量が増え、背丈の高い樹木では農薬飛散問題につながりやすい。日常の巡回見回りと即対処できる“小回り”が可能なことが求められる。
- IPM(総合防除)実践例では、樹木が混みあう部位の整枝・剪定、病虫害の早期発見とともに発生部位切除などの“物理的防除”で一定の成果を得ている。
- 緑化樹木の“病虫害発生予察情報”とか“要防除水準の設定”は見られない。公園、街路樹、学校、保育所、病院等での防除は、病虫害の発生程度に基づく防除要否の判断方法、住民の安全を確保する諸条件を検討する時点から、住民代表者を加えて協議している事例がある。地域住民との“良い関係”を構築して欲しい。
- 農薬の飛散防止措置が特に必要な上記施設の防除では、事前に住民への“お知らせ”“立て看板”で告知。散布時は“見張り役”など保安専任者をおく。モノに触れ口にする幼児の行動を配慮し、公園などでは散布区に“囲い”をするなど。これら実施内容は「公園・街路樹病虫害・雑草管理マニュアル」に詳しく解説されている。実施事項“チェックリスト”を作成し確認するようにしたい。
- 農薬の適正使用を確実なものとするため、公共施

設・道路等での防除委託業者の入札資格要件に、当該業務の実施責任者は「緑の安全管理士」「農薬管理指導士」等の資格を有すること。植栽管理の委託契約は、委託先責任者は、地方公共団体の開催する防除講習会を受講した者であること。防除委託仕様書には、農薬の適正使用、防除の記帳と保管等を業務内容に入れることを規定している。

- 農薬散布に対する住民などからの“相談窓口”が地方自治体の農林・環境部局・公共施設に設置された。こうした“リスクコミュニケーション活動”の成果に注目したい。

農薬散布に限らず、住民等への挨拶や対応で“マナーの欠如”が苦情になると聞く、作業者は心して貰いたい。

改めて農薬の安全性・適正使用

住宅地などの農薬使用について防除関係者などからは以下の要望や質問が出る。

- ① 農薬の必要性和安全性を一般市民に知らせ、理解を得よう努めて欲しい。
- ② 農薬は一般市民が怖がるほど危険なものか、散布業者の安全はどうなのか？と。

農薬を適正に使用する限り心配はない。農薬への不安・不信は、適正使用の継続なくして解消されない。今農薬の適正使用が強く求められている住宅地等での防除である。



緑化樹林への農薬散布作業

*緑化樹木とは、住宅地などの緑地に植栽される樹木(庭木、植木、生垣、街路樹、都市の公園樹、庭園樹等)を一括して指す。